



2013年6月16日

いま起きつつあること...

**自民党
「憲法改正
草案」の
大変危険な
中身**

参院選が 憲法の正念場

自民党は来月に迫った参議院選挙のあとに憲法を変えること(改憲)を目指しています。自民党はすでに2012年に「自民党日本国憲法改正草案」(以下「改憲草案」)を作成して改憲に備えており、自民党が大きく議席を伸ばせば、この「改憲草案」による改憲が現実化に向けて大きく動き出すことでしょう。

な改憲案なのか知らされてはいません。

まず、96条の改憲を目指す自民党

現憲法では、憲法の改正をするには、国会議員の3分の2の賛成を得たのち、国民投票にかけるという手続きを96条で定めています。しかし、安倍政権は96条そのものにも手を付け、国会議員の過半数の賛成が得られれば、憲法が変えられるようにしようとしています。

憲法は国の最高法規ですから、ほとんどの国が、一般の法律とは違って、簡単には変えられない仕組みになっています。その条件を変えて、「改憲草案」を実現しやすくしようとしているのです。

なるということになります。

戦争放棄・世界平和のための現憲法から、戦争が可能な憲法へ

今の憲法は、国家が人権を抑圧したり、自国のみならず他国の人々を、国が起す戦争に加担させたり、被害を負わせたりということを決してはならないという強い決意に基づいて作られています。言うまでもなく、明治以降1945年まで、日本が植民地支配や戦争によって内外にばかりしれない被害をもたらしたことの反省に深く基づいているものです。

しかし、今回の「改憲草案」は、「国防軍」の創設がうたわれ、「戦争の放棄」を骨抜きにし、「戦力を持たない」ことと「交戦権を認めない」ことを条文として削除しています。そのほか新しい規定をたくさん設けて、「集団的自衛権」を可能にするなど、武

力をもって戦争ができる国へと大きく舵を切っているのです。

国民の自由を大きく制限

憲法はそもそも国家権力を縛るために定められたものです。それとともに、一人ひとりの個人を大切に考える方を基礎にしているので、国家に対して国民の権利を守るよう命じ、人権の尊重と尊厳を掲げています。しかし、自民党の「改憲草案」は、国家のために国民を縛るものへと、その性格を180度変えてしまっています。

現行憲法の12条、13条は国民の自由及び権利、個人としての尊重、幸福追及の権利をうたい、これを「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」としています。

この「公共の福祉」を「改憲草案」では、「公益及び公



2013年6月16日

いま起きつつあること…

の秩序に反しない限り」と書き換えられています。

これは、簡単に言つと、いわゆる国益のためには、人権自由が制限されるということをはつきり宣言しているものです。このような大転換を、

大多数の国民は知らされていません。国益に反する者は、憲法違反として取り締まることが可能になるのです。

これまで自由及び人権は憲法によって守られてきました。しかし、自民党の「改憲草案」では憲法が国民を縛るものになり、私たちは自由・人権を守ってくれる砦を失うこととなります。

君が代・日の丸尊重 条項が改憲草案に

自民党の「改憲草案」では、天皇は「象徴」から「元首」に変えられています。それだけでなく、「君が代・日の丸」を「国旗・国歌」と規定

し、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならぬ」という条項が書き加えられています。私たちキリスト者にとって、この条項は信教の自由に大きく関わることであり、あると思います。

キリスト者である音楽教師が「君が代」をピアノで弾くことはできないと、卒業式でピアノ伴奏を拒否して処分を受け、裁判で争ったことは多くの人の知るところであると思います。このような「改憲草案」を受け入れるということとは、キリスト者にとって大きな生命線を守うということだと思っています。

まさにクーデターと 言える憲法改悪 憲法の破壊

ほかに、「政教分離の原則」をゆるめて、閣僚などが靖国神社を参拝することや、能にしようとしていることなど、数え切れないくらい問題

点の多い自民党の「改憲草案」です。これが実現されたら、この国のかたちは大きく変わり、アジアをはじめ世界各国の信頼を失い、世界の平和にも大きな脅威をもたらすことになると考えられます。

私たちが目の前につきつけられているこの問題に盲目であれば、この改憲によって、自由と人権を奪われる子どもたちの世代になんと言いつてもできるのだろうかと考えてしまいます。

憲法破壊の危機が迫っています。マスコミも騒がない、国民も知らない、そのような中で、何事もなかったかのようにして、憲法の中身が大きく転倒させられる。これはクーデターであると、ある憲法学者は述べています。

今こそ目を覚まし、声をあげようではありませんか。

◆平和講演会のお知らせ
「憲法を変えるって、どういふこと？」
 講師：横田耕一氏
 (憲法学者)
 6月23日(日)15～17時
 場所：高座教会礼拝堂